

H20. 9. 26 原案可決

北朝鮮に対する経済制裁の解除に反対する意見書

北朝鮮による日本国民の拉致はわが国の主権を著しく侵害するものであり、拉致被害者全員を帰国させ、事件の全内容を究明し主権を回復することは政府の責務であり、全国民の願いである。

今日までの経過をみれば北朝鮮が誠実に拉致問題の解決に取り組むとは到底考えられず、日朝実務者協議における再調査の表明もわが国を欺く策略である可能性が高いといわざるを得ない。

わが国の経済制裁は外貨依存体質の北朝鮮体制を着実に追い詰めつつあったのであり、安易に手を緩めることは相手の術中に嵌ると危惧される。米国がテロ支援国家指定解除に舵をきった今、拉致問題の当事国として、同盟国である米国および世界各国に北朝鮮に対するわが国の毅然たる態度を示し、協力を要請すべきである。

よって政府におかれては北朝鮮に対する経済制裁を断固継続されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣官房長官

拉致問題担当大臣